

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年11月22日（木）

午前10時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第11号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

報告第12号 さいたま市教職員の人事について[非公開案件]

報告第13号 さいたま市教職員の給与改定について

3 議 事

議案第76号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について[非公開案件]

4 そ の 他

第2期さいたま市教育振興基本計画について[非公開案件]

5 閉 会

報告第11号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

平成30年11月22日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

記

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

## 臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

平成30年11月12日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 真由美

## 記

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別 紙

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別表

債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中等教育学校整備事業（追加分）	平成31年度から 平成45年度まで	45,456

補 正 予 算 説 明 書

# 債務負担行為補正に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限度額	平成30年度までの支出額		平成31年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支出金	地方債	その他	
中等教育学校 整備事業 (追加分)	45,456	—	0	平成31年度 から 平成45年度 まで	限度額 に同じ	0	0	0	全 額

## 提案理由

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、PFI方式を採用している大宮国際中等教育学校の整備事業において、物価水準の変動に伴うサービス対価の改定を行う必要が生じたため、債務負担行為を設定することについて、市長に申出するものです。



事項 中等教育学校整備事業（追加分）		補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課		/			
<補正の目的・内容> 大宮国際中等教育学校の整備については、民間活力を導入し、設計、施工、維持管理及び運営を一括して行うPFI-BTO方式を採用しており、平成31年4月の開校に向け、建設工事を実施するとともに、各種準備を進めます。 物価水準の変動に伴い、契約約款に基づき、サービス対価を改定する必要が生じたため、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成30年12月 サービス対価の改定に係る確認書の締結 ・平成31年度～45年度 改定後のサービス対価の支払				
<債務負担行為>						
事項	期間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
中等教育学校整備事業（追加分）	平成31年度から平成45年度まで	45,456	0	0	0	45,456

報告第13号

教育長の報告について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第1項の規定により、下記について別紙のとおりこれを報告する。

平成30年11月22日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

記

さいたま市教職員の給与改定について

## さいたま市教職員の給与改定の概要

## 1 趣旨

市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するもの。

ただし、改定内容はさいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の規定を準用しているため、さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)の改正を要さないもの。

## 2 改定の内容

## (1) 勤勉手当の支給割合について

ア 平成30年度における勤勉手当の支給月数を、次のように引き上げるもの。

	12月期	
	改定前	改定後
一般教職員	0.90月	0.95月
特定管理教育職員	1.10月	1.15月

※特定管理教育職員は校長、教頭を指す(休職者及び高等学校の教頭を除く)

イ 平成31年度以後における勤勉手当の支給月数を、次のように改めるもの。

	6月期		12月期	
	改定前	改定後	改定前	改定後
一般教職員	0.90月	0.925月	0.95月	0.925月
特定管理教育職員	1.10月	1.125月	1.15月	1.125月

## (2) 期末手当の支給割合について

平成31年度以後における期末手当の支給月数を、次のように改めるもの。

	6月期		12月期	
	改定前	改定後	改定前	改定後
一般教職員	1.225月	1.3月	1.375月	1.3月
特定管理教育職員	1.025月	1.1月	1.175月	1.1月

## (3) 扶養手当の支給額について

平成31年度以後における扶養手当の支給額を、次のように改めるもの

	改定前	改定後
配偶者	13,500円	6,500円
子	6,500円	10,000円

※職員に配偶者がいない場合の1人目の扶養親族の手当額を12,000円とする取扱いは廃止

## 3 施行期日等

- (1) 2(1)アの改定 公布の日（平成30年12月1日から適用）
- (2) 2(1)イ、(2)及び(3)の改定 平成31年4月1日